

【図表1.6-2】 京都府立丹後郷土資料館

1	収集・整理・保存事業
	① 収集
	② 資料の整理
	③ 資料の保存
2	調査研究事業
	① 展示公開のための資料調査
	② テーマ設定による資料調査
	③ 関係機関等の要請による資料調査
3	公開展示事業
	① 普通展示
	② 特別展示
4	文化活動普及推進事業
	① 文化財講座等の開催
	② 紙すき教室
	③ 古文書講習会
	④ ふるさとミュージアムジュニアクラブ
	⑤ 資料館友の会の育成
	⑥ 他の機関等の主催事業への協力参加

1.7.収支の状況

【図表1.7-1】 京都府立山城郷土資料館の収支状況

(単位：千円)

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
収 入	文化財保護費受託事業収入	15,920	12,614	16,075	18,320	15,110
	使用料収入	679	660	548	582	556
	諸雑収入	13	36	15	10	11
	収入合計	16,612	13,311	16,638	18,913	15,677
支 出	文化財保護費					
	賃金	3,126	2,425	2,664	2,521	2,897
	報償費	75	45	55	55	134
	旅費	17	15	17	11	19
	需用費	303	623	278	395	1,092
	役務費		18	18	15	15
	委託料	237	449	314	473	313
	備品購入費					204
	文化財保護費合計	3,758	3,576	3,348	3,472	4,677
	郷土資料館費					
	報酬	2,244	2,279	1,887	2,298	2,293
	共済費	276	261	262	271	270
	賃金	1,386	1,347	1,459	1,920	1,107
	報償費	42	78	132	137	71
	旅費	436	456	420	232	194
	需用費	10,042	9,979	8,668	13,059	7,666
	役務費	1,520	1,620	1,499	1,734	1,672
	委託料	14,975	15,347	17,774	15,032	17,943
	使用料及び賃借料	22	25	14	113	14
	備品購入費	89	57	137	256	
	償還費等					
	公課費	13	13	13	13	13
	郷土資料館費合計	31,049	31,466	32,271	35,070	31,247
教育総務費						
共済費				1		
賃金				240		
報償費	21	27				
旅費	6	13		4	2	
需用費	347	312				
役務費	99	146				
事務局費	12	5	4			
教育総務費合計	487	506	4	245	2	
支出合計	35,295	35,549	35,624	38,788	35,927	
教育庁人件費	55,127	56,689	58,256	58,129	60,005	
支出総合計	90,422	92,238	93,880	96,917	95,932	

【図表1.7- 2】 京都府立丹後郷土資料館の収支状況

(単位：千円)

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
収入	使用料収入	584	630	496	492	493
	諸雑収入	51	136	15	10	10
	収入合計	635	766	512	503	504
支出	郷土資料館費					
	報酬	4,695	4,800	4,832	4,824	4,895
	共済費	14	265	264	270	271
	賃金	859	881	746	796	782
	報償費	109	57	183	130	158
	旅費	667	493	669	388	434
	需用費	6,431	6,944	6,759	7,467	6,807
	役務費	1,178	1,455	1,385	1,439	1,594
	委託料	2,098	2,049	2,058	2,027	1,881
	使用料及び賃借料	331	296	306	407	309
	工事請負費		498			1,767
	備品購入費	117	160	172	138	433
	公課費	8	8	8	8	8
	郷土資料館費合計	16,511	17,914	17,385	17,900	19,344
	その他					
	報償費	92	92			
	旅費	145	80	44	17	33
	需用費	171	219	72		
	役務費	169	144			
	使用料及び賃借料	8	8			
	委託料					243
	負担金			55		
	工事請負費	3,000				
教育総務費合計	3,586	545	171	17	276	
支出合計	20,098	18,459	17,558	17,918	19,621	
教育庁人件費	53,921	54,861	56,293	56,336	56,218	
支出総合計	74,019	73,320	73,851	74,254	75,839	

## 2 外部監査の結果及び意見

### 2.1. 監査の視点

郷土資料館は、郷土についての歴史資料、考古資料、民俗資料等の保存及び活用を図り、もつて府民の文化的向上に資するために設置されたものであり、資料等の収集、整理及び保存に関する事業。資料等の調査及び研究に関する事業。資料等の展示及び利用に関する事業。から のほか資料等の保存及び活用に関し必要な事業。を行うこととされている（京都府立郷土資料館条例第2条）

現状の収支の状況を鑑みるといずれの郷土資料館においても概ね年間200万円程度、ただし、京都府教育庁にて負担している人件費を考慮すると概ねいずれの郷土資料館においても750万円程度の支出超過、つまり税金を投入した運営となっている。また、京都府には、京都に関する資料等を総合的に収集し、保存し、展示して調査研究等一般の利用に供する施設として、京都府立総合資料館も設置されている。

そこで、監査の視点としては、京都府北部に位置する京都府立丹後郷土資料館及び南部に位置する京都府立山城郷土資料館の役割、地域固有の郷土資料館の意義を検討し、京都府立郷土資料館の課題の検討を行いたい。

### 2.2. 京都府立郷土資料館意義と現状

#### 2.2.1. 文化財等の状況

文化財の収集、保存及び展示といった主たる役割を検討するに当たり現在指定・登録等されている文化財について京都府のどの地域に存在するのかを明らかにするために京都府指定文化財、京都府登録文化財、文化財環境保全地区決定、

選定保存技術及び文化的景観選定数を年度ごとに、また平成20年度は市区町村別に記載したものが【図表2.2.1-1】である。また、建造物及び美術工芸品の重要文化財及び国宝を年度ごと及び平成20年度の市区町村別に記載したものが【図表2.2.1-2】である。

【図表2.2.1-1】文化財の状況

各年8月1日現在

京都府指定・登録文化財、文化財環境保全地区決定、選定保存技術及び文化的景観選定数	合計	有形文化財				無形文化	民俗文化財				史跡	名勝	天然記念物	文化財環境保全地区	選定保存技術	文化的景観				
		建造物		美術工芸品			有形		無形											
		指定	登録	指定	登録		指定	登録	指定	登録										
平成16年	617	88	77	185	36	5	-	2	12	19	68	20	-	16	-	15	5	65	4	・
17	630	91	78	193	36	6	-	2	12	18	68	20	-	16	-	16	5	66	3	・
18	641	94	80	198	36	7	-	2	12	18	68	21	-	16	-	15	5	67	2	・
19	652	96	80	205	36	7	-	2	12	18	69	21	-	17	-	15	5	67	2	・
20	664	98	81	209	36	7	-	2	12	19	69	21	-	17	-	15	5	68	2	3
京都市	148	43	6	81	-	5	-	1	-	1	2	3	-	1	-	2	-	1	2	-
福知山市	43	5	4	12	3	1	-	1	-	1	6	2	-	-	-	2	-	5	-	1
舞鶴市	35	6	2	8	2	-	-	-	1	-	11	-	-	2	-	-	-	3	-	-
綾部市	29	5	7	4	2	1	-	-	-	-	3	-	-	1	-	1	-	5	-	-
宇治市	24	7	3	8	-	-	-	-	1	-	1	-	2	-	-	-	-	2	-	-
宮津市	36	6	1	16	2	-	-	-	3	1	2	-	-	3	-	1	-	1	-	-
亀岡市	35	2	6	9	2	-	-	-	1	2	3	-	-	3	-	-	-	7	-	-
城陽市	12	-	4	1	1	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-
向日市	5	2	1	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長岡京市	12	-	1	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-
八幡市	17	4	2	5	-	-	-	-	-	1	1	-	1	-	1	-	-	2	-	-
京田辺市	19	1	5	4	2	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	6	-	-
京丹後市	58	4	5	14	9	-	-	-	-	3	11	6	-	1	-	1	-	3	-	1
南丹市	44	6	7	6	3	-	-	-	-	2	10	2	-	-	-	1	-	7	-	-
木津川市	44	2	8	9	5	-	-	-	3	1	5	2	-	-	-	1	-	8	-	-
乙訓郡 大山崎町	3	-	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
久世郡 久御山町	3	-	1	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
綴喜郡 井手町	7	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	2	-	-
宇治郡 宇治原町	6	-	2	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-
相楽郡 笠置町	6	-	2	2	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
和束町	10	-	1	3	-	-	-	-	2	-	1	-	-	-	1	-	-	1	-	1
精華町	4	-	1	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
南山城村	7	-	2	2	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
船井郡 京丹波町	23	1	5	8	2	-	-	-	-	1	3	-	-	-	1	-	-	2	-	-
与謝郡 伊根町	9	-	1	1	-	-	-	-	-	2	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
与謝野町	20	3	2	2	-	-	-	-	-	1	3	2	-	2	-	2	-	3	-	-
地域定めず	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-

- 注 1 重要文化財等に指定又は文化財の焼失等により府の指定・登録が解除、取消となった件数は含んでいない。  
 2 建造物は件数であり、棟数ではない。  
 3 文化的景観の選定は平成20年3月に制定。

【図表2.2.1-2】文化財の状況

8月1日現在

国、重要文化財指定件数	美術工芸品														建造物					
	重要文化財		国宝		重要文化財		国宝		重要文化財		国宝		重要文化財		国宝		重要文化財		国宝	
	重要文化財	国宝	重要文化財	国宝	重要文化財	国宝	重要文化財	国宝	重要文化財	国宝	重要文化財	国宝	重要文化財	国宝	重要文化財	国宝	重要文化財	国宝	重要文化財	国宝
平成16年	1,783	183	473	46	400	37	165	14	712	84	22	2	11	—	283	48				
17	1,793	183	474	46	401	37	166	14	716	84	24	2	12	—	285	48				
18	1,803	183	475	46	405	37	167	14	719	84	24	2	13	—	286	48				
19	1,804	182	475	45	405	37	166	14	720	83	25	3	13	—	286	48				
<b>20</b>	<b>1,843</b>	<b>181</b>	<b>485</b>	<b>45</b>	<b>409</b>	<b>37</b>	<b>176</b>	<b>15</b>	<b>732</b>	<b>81</b>	<b>28</b>	<b>3</b>	<b>13</b>	<b>-</b>	<b>287</b>	<b>48</b>				
京 都 市	1,636	169	453	43	289	30	160	13	704	80	19	3	11	-	201	40				
北 区	156	15	69	5	7	-	14	2	63	8	2	-	1	-	27	5				
上京区	233	10	50	1	24	-	28	1	126	8	2	-	3	-	12	2				
左京区	251	23	92	7	42	2	27	2	74	9	11	3	5	-	24	4				
中京区	50	2	7	-	8	-	7	-	27	2	1	-	-	-	4	1				
東山区	260	23	75	7	52	5	24	-	107	11	1	-	1	-	53	8				
山科区	12	-	2	-	3	-	1	-	6	-	-	-	-	-	2	-				
下京区	54	6	13	1	10	-	4	-	27	5	-	-	-	-	15	5				
南区	65	21	13	4	15	8	15	5	21	4	1	-	-	-	14	5				
右京区	417	54	90	12	92	12	28	3	205	27	1	-	1	-	24	3				
西京区	17	1	5	-	10	1	1	-	1	-	-	-	-	-	3	-				
伏見区	121	14	37	6	26	2	11	-	47	6	-	-	-	-	23	7				
福 知 山 市	4	-	2	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-				
舞 鶴 市	16	1	6	1	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-				
綾 部 市	8	-	2	-	3	-	1	-	2	-	-	-	-	-	3	1				
宇 治 市	34	6	5	1	22	3	4	2	2	-	-	-	1	-	13	3				
宮 津 市	17	1	1	-	6	-	5	-	4	1	1	-	-	-	2	-				
亀 岡 市	14	-	4	-	8	-	-	-	2	-	-	-	-	-	7	-				
城 陽 市	3	-	-	-	2	-	-	-	-	-	1	-	-	-	3	-				
向 日 市	3	-	1	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	1	-				
長 岡 京 市	6	-	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
八 幡 市	19	-	2	-	10	-	1	-	6	-	-	-	-	-	4	-				
京 田 辺 市	5	1	1	-	3	1	-	-	1	-	-	-	-	-	6	-				
京 丹 後 市	5	-	-	-	2	-	1	-	-	-	2	-	-	-	2	-				
南 丹 市	2	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	6	-				
木 津 川 市	32	3	3	-	26	3	1	-	2	-	-	-	-	-	19	3				
乙 訓 郡																				
大山崎町	9	-	1	-	7	-	-	-	1	-	-	-	-	-	3	1				
久 世 郡																				
久御山町	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-				
綴 喜 郡																				
井手町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
宇治田原町	8	-	-	-	6	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-				
相 楽 郡																				
笠置町	5	-	-	-	3	-	1	-	1	-	-	-	-	-	1	-				
和束町	3	-	-	-	2	-	-	-	-	-	1	-	-	-	3	-				
精華町	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-				
南 山 城 村	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
船 井 郡																				
京丹波町	2	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	5	-				
与 謝 郡																				
伊根町	2	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
与謝野町	6	-	-	-	1	-	1	-	1	-	2	-	1	-	-	-				

注 1 国宝の件数は内数である。  
 2 平成19年までは10月1日現在。  
 資料：府教育庁文化財保護課

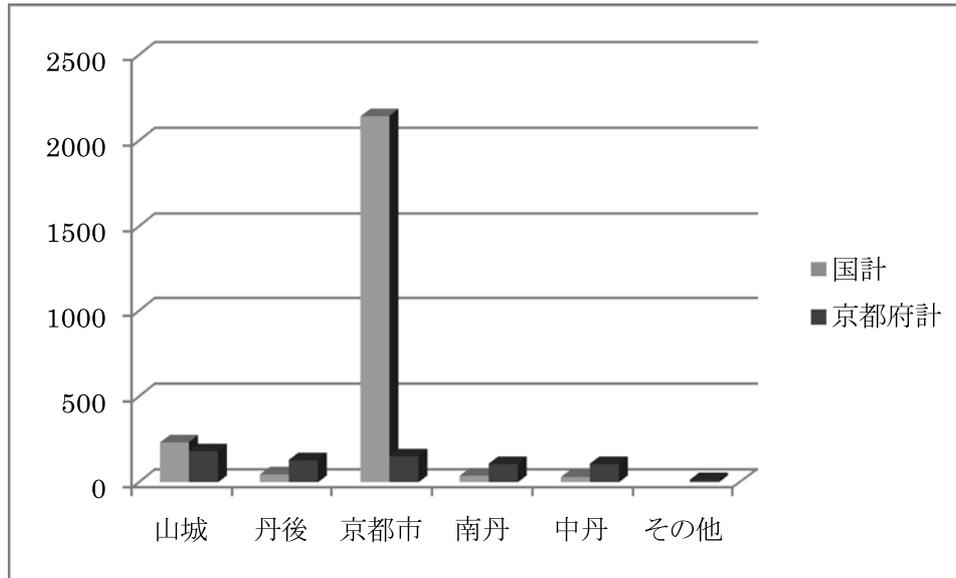
2.2.2.郷土資料館の意義

2.2.2.1の【図表2.2.1-1】及び【図表2.2.1-2】の平成20年度における市区町村ごとの文化財を京都府の一定のエリアごとに集約したのが【図表2.2.2-1】である。京都府立山城郷土資料館及び京都府立丹後資料館のそれぞれが活動しやすい(或いは資料等の収集等が行いやすい)地域は山城地区及び丹後地区である。  
 また、京都府におけるエリア別に文化財の状況を比較したのが【図表2.2.2-2】である。

【図表2.2.2- 1】文化財の状況

	美術工芸				建造物				史跡・名勝・天然記念物					
	国		京都府		国		京都府		国			京都府		
	重文	国宝	指定	登録	重文	国宝	指定	登録	史跡	名勝	天然 記念物	史跡	名勝	天然 記念物
山 城	131	10	48	11	56	7	17	35	19	2	0	6	4	4
丹 後	30	1	33	11	4	0	13	9	10	1	2	8	6	4
京 都 市	1,636	169	81	0	201	40	43	6	48	35	6	3	1	2
南 丹	18	0	23	7	18	0	9	18	2	1	1	2	3	2
中 丹	28	1	24	7	8	1	16	13	2	1	1	2	3	3
合 計	1,843	181	209	36	287	48	98	81	81	40	10	21	17	15

【図表2.2.2- 2】文化財の状況



国が指定登録等した文化財は京都市内に極めて多くある。一方、京都府の指定登録等は地域的な差はあまり見られない。

また、京都府立山城郷土資料館及び京都府立丹後郷土資料館における所蔵数の推移を考古資料、民俗資料及び歴史資料に区分して年度別に記載しているのが【図表2.2.2- 3】である。さらに両資料館における重要文化財、国宝、京都府指定文化財及び京都府登録文化財に区分しているのが【図表2.2.2- 4】である。

【図表2.2.2- 3】所蔵数の推移

所蔵数は各年度末現在、入館者数は年度合計

府立郷土資料館の 資料所蔵状況と 入館者数	所蔵数					入館者数
	考古資料	民俗資料	歴史資料	(参考図 書)		
	点	点	点	点	点	人
<b>山城郷土資料館</b>						
平成15年度	46,150	7,845	3,487	34,818	26,817	8,426
16	46,203	7,897	3,488	34,818	27,817	8,201
17	46,231	7,897	3,516	34,818	29,136	10,015
18	46,231	7,897	3,516	34,818	30,273	10,080
<b>19</b>	<b>46,279</b>	<b>7,897</b>	<b>3,564</b>	<b>34,818</b>	<b>31,209</b>	<b>10,005</b>
<b>丹後郷土資料館</b>						
平成15年度	107,098	10,235	6,783	90,080	—	9,400
16	107,241	10,235	6,855	90,151	—	10,062
17	97,218	10,235	6,832	80,151	—	10,282
18	102,919	10,235	6,909	85,775	—	10,540
<b>19</b>	<b>104,465</b>	<b>10,235</b>	<b>6,916</b>	<b>87,314</b>	<b>—</b>	<b>10,739</b>

【図表2.2.2- 4】文化財の状況

	重要文化財	国宝	京都府指定 京都府登録
京都府立山城 郷土資料館	0	0	11
京都府立丹後 郷土資料館	8	1	14

郷土資料館の事業は、前述したように郷土資料の収集、整理、保存並びにその調査及び研究とその還元として展示及び利用にある。京都府には多くの文化財が存在しその文化財を京都府が後世に承継するために上記事業内容に即したことを行うことは有意義なものであろう。

### 2.2.3. 郷土資料館の課題

京都府立丹後郷土資料館は昭和45年に、京都府立山城郷土資料館は昭和57年にそれぞれ開館したため、30年～40年が経過している。郷土資料館は文化財を後世に継承していく責務を有しているためその保存は最重要課題であるが、施設の老朽化が始まっており、現状の予算では十分な対応が行えるか疑問を持たざるを得ない。また、入館料（観覧料）を上げることについては、条例等の変更が必要となり、条例を変更し、たとえ倍額に上げたとしても無料入館者の占める割合も高いので、大幅な収益改善はとて見込めない。そのため、今後の課題として、2.2.2で記載した郷土資料館の意義が実行されているのか、また、今後どのように収集してきた文化財を後世に継承したらいいのか検討する必要がある。

### 2.3. 館収蔵資料等の管理

#### 2.3.1. 館収蔵資料等の収集及び選別

監査人が郷土資料館を往査し、現地を確認した結果、特に京都府立丹後郷土資料館において館収蔵資料等の管理について問題があると言わざるを得ない。そもそも館収蔵資料は、郷土資料館が京都府として保存すべき考古資料、民俗資料及び歴史資料と認識して収集した物品のはずであるが、特に民俗資料に相当するものが散在しており、その収集方針等に疑問を抱かざるを得なかった。同じようなものを複数収集した結果、整理されずに散在しているという印象を与える保存であった。

特に京都府立丹後郷土資料館においては、下記写真（現地写真）にあるように伊根町の船を民俗資料として収集していたが置き場に困り、風雨にさらされる状態で保存してあった。一見すると保存しているというよりは放置してある

という方が妥当であり、とても公費を使って収集した物品の保管というものでない。収集した資料等の一部は整理されていたが、倉庫らしきものの中ではとても整理したものというよりは、とりえず空いているところに置いた具合であり館収蔵資料を選別して収集している感がない（現地写真 及び ）。

【写真 及び 】現地写真（京都府立丹後郷土資料館）



【写真 及び 】現地写真（左：京都府立山城郷土資料館） （右：京都府立丹後郷土資料館）



【図表2.2.2-3】に京都府立丹後資料館の収蔵資料数を記載しているが、そもそも京都府北部に国、府及び市町により指定・登録されている文化財の割合は、京都府の中で高くない。このことと、京都府立山城郷土資料館の約2倍の収蔵資料があることを考えあわせると京都府立丹後郷土資料館の収蔵数が多いように感じる。こうした中、京都府立丹後郷土資料館では、収蔵スペースがなくなり、収集しても置き場所がなくて困るという意見を現場で聞いている。

しかし、監査人が現地を往査した結果、収蔵スペースがないのではなく、収集されている資料を今一度検討し、整理を行う必要があると感じた。（現地写真 及び ） 違う表現をすれば、資料館等の文化財収蔵施設が管内市町等によって設立されてきている現状の中では、これら市町等と連携して収集方針を再検討し、それに基づいて今後資料収集を図るとともに、現在館が収蔵している資料についても市町等と連携して再整理等を行う必要があると思われる。今の資料館に求められる適切な収蔵資料の保管とは、京都府内に空きスペースを確保し資料等の保存を行うなど際限なくその保管スペースを確保することではなく、思い切って年間計画の中に資料整理のための休館期間を数週間設けるなど、管内の市町と連携して収蔵資料等を整理し、適切な保管環境を整えることにあると思料する。

### 2.3.2. 館収蔵資料等の保存場所

館収蔵資料等の収集とも関連するが、そもそも郷土資料館の意義は、郷土資料を収集し、整理し、保存し展示することを第一義としている。この点は、先に述べた収集及び選別とも重複するが文化財としての価値を見出しているはずの物品であるので、保存場所を選ぶはずである。京都府立山城郷土資料館にも湿度等を管理している収蔵庫が存在したが、今にでも壊れそうなシステムであった。また、同様なことは京都府立丹後郷土資料館においても言え（現地写真 ） 保存スペースである収蔵庫として最適な状態で保存しているとは言い難い。湿度等の調整システムが故障すると文化財として保存している物品が適切な状態を保てず、結果的に後世に伝えることができなくなる恐れがある。故障してからでは遅いので早急な対応が望まれる。

【写真】現地写真（京都府立丹後郷土資料館）



#### 2.3.4. 館収蔵資料等の展示

2.3.2.及び2.3.3.と重複するが、いずれの郷土資料館においても常設展と企画展及び特別展を年に6～7回程度行っている。常設展でも一部展示資料の入れ替えは行われているが、収蔵している資料の大半が展示されることなく収蔵庫に眠っている。郷土資料を収集し、整理し、保存すると同時に府民への還元としてこれらを展示することも重要な意義を有している。そうした観点から検討すると展示されない収集物について2つの疑問が生じる。

まず、1つは、収集及び選別と関連するが、資料の収集方針と収蔵資料の選別（整理）の進捗に基づいた、収蔵品の展示活用に係る方針や計画等が適切に策定されているのかどうかという疑問である。館に収蔵される貴重な資料は、適切に保管・管理し、後世に伝えるべきものである。しかし、単に保管・管理するだけではなく、可能な限りこれらの展示・活用を図るべきと思われる。写真及び のようにまるで倉庫のような状況はもってのほかであろう。これらは、各々の郷土資料館において、程度の差こそあれ共通の問題として検討されたい。

2つめは、郷土資料館の意義とも関連するが展示の対象がだれであるのか、つまり還元すべき相手はだれであるのかの疑問である。これは、いずれの郷土資料館においても、郷土資料館としてはそれぞれ管内の府民に重きを置いている証でもある。これが顕著なのが、学校教育活動の対象が実質的に管内つまり京都府立丹後郷土資料館であれば丹後地区、京都府立山城郷土資料館であれば山城地区の小中学校をターゲットにしていることである。郷土資料館だから郷土に関連している、つまり地元であるということであるならば、第一義的に市町村が行うべきこと、府の施設として行うべきことについて検討した上で、役割分担を明確にする必要があると思われる。また、その際第一義的には市町村が行うべきこととされたことであっても府の施設として保持する高い技術や知識経験に基づいて支援を行っていくことが重要であろう。

#### 2.4. 郷土資料館の方向性

今後の郷土資料館の在り方まで、本報告書で記載するのは控えるが、少なくとも現状では京都府が運営する郷土資料館として期待される機能を十分に発揮できる環境とは言い難いと思料する。予算が概ね20百万円（教育庁での人件費負担を考慮すると概ね75百万円から80百万円程度）というのは、今回本報告書が対象とした京都府立植物園及び京都府立図書館が概ね500百万円を超過しているのと比較すると過少であり、施設として適切な運営がなされているのか疑問が残る。

いずれの郷土資料館においても友の会が結成され、友の会等のボランティアによる積極的な参加によって、まさに、地域が一体となって郷土資料館を支えているとも考えられる。この友の会の積極的な参加によって、京都府からの少ない支出では賄えない費用等を実質的に賄っているという副次的な効果がある。

しかし近年、この友の会においてもその会員数は減少している。京都府立丹後郷土資料館友の会では、平成11年度308名存在していた会員が平成20年度には240名に減少し、平成21年度には181名にまで減少してきている。また京都府立山城郷土資料館においても友の会は、昭和60年には230名存在したが平成21年には132名に減少し、さらに山城郷土資料館ボランティアグループいずみの会においても、平成14年に28名いたボランティアが平成21年には25名に減少している。

運営費としての支出金額も減少している中で、こうした友の会及びボランティアの減少は、年に6回から7回行われる企画展及び特別展の準備並びに運営に支障をきたしかねないだけでなく、政策効果でもある郷土資料館の利用頻度にも影響が予想される。さらに、現代の日本社会が抱える問題とし少子化による人口削減は避けて通ることのできない問題で、人口削減と相まって都市部に人口が集中する傾向も現実の問題としてある。そのため、京都府北部及び京都府南

部において地域に密着している郷土資料館友の会における会員数が今後増加すると予想することは合理的ではない。

今後郷土資料館を取り巻く新たな事業リスクとしては、地域住民による友の会及びボランティアの減少により、郷土資料館の企画展等の開催が減少又は縮小並びに入館者等の減少も予想され、政策効果が問われることとなることが危惧される。

丹後地域及び山城地域に限定した府民への還元のみを追求したのでは、京都府が直営施設として運営している郷土資料館としての存在意義は小さくなる一方である。京都府教育庁での人件費負担を考慮すると、毎年各々の郷土資料館において概ね75万円から80万円くらいの税金が投入されている。さらに、それぞれの郷土資料館が開館後30年から40年が経過し、郷土資料の保存設備が十分でない状況を鑑みると、新たな建物を建設するよりも、たとえば京都府立総合資料館等や市町村への一部の機能の移転等を含め、郷土資料館のもつ役割や文化財の適正な保存、活用について今一度検討すべきであろう。